

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分をする。

平成30年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,823,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,240,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 46,202,928	千円 954,601	千円 47,157,529
	1 国庫負担金	14,850,246	431,907	15,282,153
	2 国庫補助金	30,503,241	522,694	31,025,935
13 繰越金		2,069,253	282,547	2,351,800
	1 繰越金	2,069,253	282,547	2,351,800
15 県 債		47,026,000	586,000	47,612,000
	1 県 債	47,026,000	586,000	47,612,000
歳 入 合 計		346,417,557	1,823,148	348,240,705

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 26,200,553	千円 50,000	千円 26,250,553
	1 総 務 管 理 費	12,022,331	50,000	12,072,331
3 民 生 費		44,598,645	15,466	44,614,111
	4 災 害 救 助 費	2,711	15,466	18,177
6 農 林 水 産 業 費		24,264,347	122,000	24,386,347
	1 農 業 費	5,354,615	10,000	5,364,615
	3 農 地 費	6,269,260	50,000	6,319,260
	4 林 業 費	7,080,458	62,000	7,142,458
7 商 工 費		16,633,239	102,682	16,735,921
	1 商 業 費	3,134,877	2,682	3,137,559
	3 観 光 費	1,796,059	100,000	1,896,059
8 土 木 費		49,045,333	295,000	49,340,333
	3 河 川 海 岸 費	12,110,614	295,000	12,405,614
11 災 害 復 旧 費		5,138,355	1,238,000	6,376,355
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,411,666	628,000	2,039,666
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,726,689	610,000	4,336,689
歳 出 合 計		346,417,557	1,823,148	348,240,705

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 費	554,000 ^{千円}				574,000 ^{千円}			
河 川 総 務 費	1,079,000				1,359,000			
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	53,000				77,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	66,000				76,000			
治 山 施 設 等 災 害 関 連 事 業 費	132,000				182,000			
建設災害復旧費	1,083,000				1,182,000			
港湾災害復旧費	81,000				184,000			

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。